第1章 総則

第1条 (ORIX ETCカード会員制度)

ORIX ETCカード会員制度(以下「本会員制度」という)は、オート・マネージメント・サービス株式会社(以下「AMS」という)が本会員制度に加入した会員に対し、高速道路等のETCシ ステムを利用できるカードを発行し通行料金の後払い等の所定のサービスを提供することにより、会員の利便性をはかることを目的とするものです。

第2条 (定義)

本規約において、つぎの各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意義を有するものとします。

- ①「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社お よび公社等のETCシステム取扱道路管理者のうち、AMSが指定する者をいいます。
- ②「ETCシステム」とは、ETC会員がETCカードおよび車載器ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の有料道路の通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
- ③「ETC会員」とは、道路事業者所定のETCシステム利用規程に基づきETCシステムを利用する者をいいます。
- ④「総合管理者」とは、本会員の一切の権限を付与された会員の役職者をいい、総合管理者の意思表示は会員の意思表示とみなします。
- ⑤「ETCカード」とは、ETC会員がETCシステムを利用して通行料金の支払いを行うため、車載器に挿入して車載器を作動させ、通行料金の支払いに必要な情報を記録するICカードをいいま
- ⑥「本会員」とは、AMSが本会員制度によりETCカードを発行するORIX ETCカード会員をいいます。
- ⑦「本カード」とは、AMSが本会員制度により本会員に発行するETCカードをいいます。
- ⑧「本自動車」とは、本会員が本カードの発行を希望する車両をいいます
- ⑨「各種割引サービス」とは、道路事業者が所定の約款に基づきETC会員向けに現在実施されている、または将来実施される有料道路の各種通行料金割引サービスのうち、AMS が指定するサービス(このサービスに係る約款を以下「各種割引サービス約款」という)をいいます。
- ⑩ 「ETTCマイレージサービス」とは、各種制引サービスのうち、道路事業者が所定のETTCマイレージサービス利用規約(以下「マイレージ利用規約」という)に基づきETC会員向けに実施する有料道路の通行料金割引サービスをいい、ETC会員は通行料金の額に対して付与されるポイント(以下ポイントという)を所定の還元額またはその他の特典に交換することができます。
- ⑪「マイレージカード」とは、本カードのうち、道路事業者に対するETCマイレージサービスのユーザー登録がなされた本カードをいいます。なお、マイレージカードにつき本会員はマイ 四「マイレーシカート」とは、ネカートのうち、追角争業者に対するELCマイレーシケーと人のユーザー全球がなられた本カートをいいます。なお、マイレーシカートにつき本会員はマイレージ用用規約所定の自動還元サービスの登録もし、かつ、これを維持しなければならないものとします。 ②「通行記録等」とは、本カード利用時にETCシステムに登録される利用履歴および当該有料道路の通行料金の額、その他通行に関する記録、その他一切の費用を請求するために道路事業
- 者が記録するデータをいいます
- ⑬「通行料金等」とは、本会員がETCシステムの利用に伴い道路事業者へ支払う道路事業者所定の有料道路の通行料金、その他一切の費用をいいます。
- ④「ID等」とは、各種割引サービスのユーザー登録に伴い道路事業者より付与されたユーザーIDおよびパスワードをいいます。

第2章 会員登録

第3条 (会員資格)

- 本会員となる者は、AMSが所定の審査の結果、承認した法人に限るものとします。 2. AMSは本会員の適格性について入会後、定期・不定期の再審査を行います。この場合、本会員は必要に応じAMSの求める本会員の資料の提出等、AMSの指示に従うものとします。
- 3. 本会員の本カードの利用率が著しく低いとAMSが判断したときは、有効期間中であっても、AMSは、本会員の会員登録を取り消すことができるものとします。

第4条(会員登録)

会員登録は、本規約を承認のうえ、AMS所定の契約書をAMSに差し入れることにより受けることができます(当該契約書の契約締結日欄に記入された日付けをもって入会契約が締結された ものとします。)

- 2. 本会員は本会員制度に入会するに当たり、本会員の総合管理者(以下「総合管理者」という) および本カードを利用する部署(以下「利用部署」という) をAMSに届け出るものとしま なお、総合管理者は本会員の役職員、利用部署は本会員の部・課・営業店等の単位とします。
- 3. 総合管理者は、本自動車を所定の方法によりAMSに届け出るものとします。
- 4. AMSからの郵便物の送付および連絡・通知等は、総合管理者に行うものとします。

第5条 (会員登録の有効期間)

会員登録の有効期間は、入会契約締結日から1年間とします。

2. 有効期間の満了日までに、本会員またはAMSから相手方に対し何らの申し出もない場合、自動的に1年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。

ORIX ETCカード 第3章

第6条(本カードの発行)

AMSは、第4条により会員登録した本会員に対し、本カードを発行します

- 2. 本カードは、総合管理者がAMSに届け出た本自動車1台につき1枚発行する(ただし、利用できる本カードは本自動車1台ごとに1枚特定されます)ものとし、AMSは、本会員の選択に 従い総合管理者または利用部署に送付するものとします。
- 3. 本自動車の増車等により本会員が本カードの追加の発行を希望する場合、本会員は「ORIX ETCカード追加発行依頼書」をAMSに提出して申し込むものとし、AMSは前項に準じて本カード を追加発行します。
- 4. 前2項に加え、本会員が希望し、AMSが特に認めた場合に限り、AMSは予備の本カードを追加発行するものとします。

第7条 (本カードが発行されない場合)

- AMSは、前条にかかわらず、以下の場合には本カードの発行をしないものとし、本会員はこれを予め承諾します。 本会員が各種割引サービスの利用にあたりすでに道路事業者に登録済みの車載器に対し、重ねて本カードの発行を申し込んだ場合(ただし、各種割引サービス約款に基づき本カードの 発行が許される場合を除く)
- ② 本自動車がリース車両で、本会員の本カードの発行申込日から当該リース期間の満了日までの期間が6か月以内である場合(ただし、AMSが特に認めた場合で、本会員が所定の手数料(再発行費用と同額とする)を負担する場合は除く)。

第8条 (ETCシステムの利用)

本会員は、道路事業者の定める料金所において、本カードを通行料金の支払手段として、本カードを挿入した車載器を介し無線により路側システムと交信して当該料金所を通過すること

ができるものとします。 2. 前項にかかわらず、無線により路側システムと交信できなかった場合、路側システムが設置されていない料金所の場合、利用証明書の発行を希望する場合、障害者割引措置等を受ける 場合などの利用については、道路事業者所定の方法によるものとします。

第9条(本カードの有効期限)

本カードの有効期限は、以下に掲げる期日のいずれかとし、本カードの表面に印字します。

①本自動車がリース車の場合は、当該リース契約にかかるリース期間満了日の属する月の翌月末日または当社が指定した日 ②第6条第4項による予備の本カードの場合は、本カード発行日から60ヶ月後の月の末日

- ③第①号によらない場合は、原則本カード発行日から60ヵ月後の月の末日。ただし、次条の有効期限更新による場合は原則本カード更新日から60ヵ月後の月の末日
- 2. 各本カードについて、その利用日から6か月間利用実績がない場合は、AMSは、前項の有効期限にかかわらず、当該本カードを失効させることができるものとします。 3. 第21条により本会員が本会員制度を退会した場合、第3条第3項または第22条によりAMSが会員登録を取り消した場合、その他理由のいかんにかかわらず本会員が会員資格を喪失した場
- 合、本カードは失効するものとします。

第10条 (本カードの更新)

AMSは、本会員に対し、本カードの有効期限の2ヵ月前までに本カードの有効期限更新の案内を、電磁的方法を含み通知するものとし、本会員は本カードの有効期限更新を希望する場合、 AMSの指定する期日までにこの旨を届出るものとします。なお、本会員は、本会員からAMSが指定する期日までに、本会員より本カードの更新を希望する旨の通知がなされず、本カードの有 効期限より1ヵ月が経過した場合は本カードの有効期限更新手続きを放棄したものとみされることに同意するものとします。

第11条(本カードの利用、管理および禁止事項)

- 本カードの所有権はAMSが有するものとし、AMSが本会員に貸与します。 2. 本会員は、本カードの利用、管理について、AMSに対し以下の事項を確認および確約します。
 - ①善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、保管すること
- ②本カードはカードの表面に印字された本会員名の役職員のみが利用できること。
- ③各種割引サービス約款、その他道路事業者との間の約定を遵守すること
- ④前各号を役職員に周知徹底させること
- 3. 本会員は、本カードの利用にあたり、以下の行為を行いません。
- ①第三者に本カードを貸与、譲渡および担保に提供する等、本カードの占有を第三者に移転すること。
- ②本カードを複製すること。 ③本カード (本カードに組み込まれているICチップを含む) を偽造、改造、変造すること
- ④AMSに届け出たID等について、AMSの書面による承諾なく変更、取消しを行い、または道路事業者に対し再発行を求めること
- 4.前2項に違反して本会員が本カードを利用した場合または本カードが第三者に利用された場合、本会員はその通行料金等の支払いを免れることはできず、AMSの請求に従い支払います。
- 5. 本会員は、以下の場合には、各種割引サービスの適用を受けられないことを承認します。 ①各種割引サービスのユーザー登録が完了する前に本カードを利用した場合。
- ②各種割引サービスに登録した本カードの番号を変更した場合に、道路事業者が各種割引サービスを適用するカードの変更登録を行う前に変更後の本カードを利用した場合。

③各種割引サービス約款、その他道路事業者との間の約定に違反した場合。

第12条 (本カードの容離、紛失)

本カードの紛失、盗難等に関し本会員は、以下の事項を確認および確約します。

- ①本カードについて紛失または盗難が発生したときは速やかにAMSに連絡のうえ、警察に届け出るとともに、AMS所定の届出書(電磁的方法を含む)をAMSに提出すること。 ②本カードの紛失、盗難に起因する第三者の不正使用により損害が生じた場合、その損害は本会員の負担とします。ただし、AMSが付保した保険に従い保険金が支払われたとき、または 保険の付保に代えてAMSが定めるAMS所定の免責条件(その条件は、一般的な保険条件に準じてAMSが任意に定める)をすべて満たすときは、本会員は、その損害金の全部または一部の 支払いを免れることがあります。
- ③前号により、次のいずれかの場合には、本会員がその損害の全部を負担します。
 - イ. 本会員または本会員の役職員の故意または重大な過失によって、紛失または盗難が生じた場合
 - p. 本会員または本会員の役職員が本規約に違反している状況において、紛失または盗難が生じた場合
- n. 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合
- ニ. 紛失、盗難の届け出をAMSが受理した日より遡って31日目以前に生じた損害の場合
- ホ. 本会員または本会員の役職員がAMSまたは保険会社の請求する書類を提出しなかったり、AMSまたは保険会社が行う被害状況の調査に協力せず、または損害防止軽減のための努力を しなかった場合
- 本会員または本会員の役職員が、本カードの紛失または盗難の事実の連絡を遅滞し、または警察への届け出が遅滞するなどした場合
- ・ 本名員または本名員の役職員が、本々 「やかんよには監験やデスツに前を左伸し、よには言宗、ツ加り山が左伸するがなどした物の ト、本会員または本名員の役職員の責に帰する事由による場合、その他保険会社所定の保険金支払条件もしくはAMS所定の免責条件に合致しなかった場合 ④本カードを紛失、もしくは盗難により当該本カードによりマイレージサービスが利用されたことによって本会員に発生した損失については本会員の負担とし、当社は責任を負わないも のとします。
- 2. 本カードの盗難・紛失の場合の本カードの再発行は、AMSが適当と認めた場合に限り行います。この場合、本会員は、AMS所定の再発行費用をAMSに支払います。

第4章 通行料金等の決済

第13条 (通行料金等の支払委託)

本会員は、本カードの利用による道路事業者に対する通行料金等の支払いをAMSに委託し、AMSはこれを受託します。

第14条 (通行料金等の立替払い)

前条によりAMSは、毎月、道路事業者から送付される本会員の通行記録等に基づき、本会員に代わり道路事業者に対して通行料金等を立替払いします。

第15条 (立替金の弁済)

- AMSが前条に基づき立替払いした通行料金等につき、本会員は次項以下に従ってAMSに対し立替払弁済金を支払います。
 2. 本会員は、前項の立替払弁済金を、AMSに対し、原則として毎月末日に締め切り、翌々月末日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)に本会員が事前に届け出た預金口座から口座 振替の方法により支払います。ただし、別途AMSと協議のうえ、別に支払方法を定めることができるものとします。
- 3. 本会員は、AMSが口座振替に関する業務手続一切を第三者に委託することを予め承諾します。 4. AMSは、前項の立替払弁済金の請求金額を記載した利用代金請求書を、毎月、支払日の10日前までに、本会員に対し普通郵便で送付します。なお、利用代金請求書の内容についてのAMS へのお問い合わせは送付後5日以内とし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、利用代金請求書の内容について承認されたものとみなします。

第5章 カード年会費、再発行費用等の支払い

第16条 (本カードの年会費)

本会員は、AMSに対し、本カードごとに所定の年会費を支払うものとします。

- 2. 年会費の支払目はAMS所定の時期とし、本会員は、前条の立替払弁済金と同条件にて支払うものとします。
- 3. 支払い済みの年会費については、退会または会員資格の取消しその他理由のいかんを問わず返却いたしません。

第17条(本カードの再発行費用)

本会員はAMSに対し、以下の各号の事由により本カードの再発行をAMSに依頼しAMSが再発行した場合、その再発行費用として、AMS所定の金額を第15条の立替払弁済金と同条件にて支払う ものとします

- ①第7条第②号ただし書の場合で、AMSが本カードの発行を特に認めた場合。
- ②本カードを紛失しまたは盗難にあった場合で、第12条第2項により本カードの再発行を行う場合。
 ③本カードを破損した場合で本カードの再発行を行う場合。

第18条 (支払金等の充当順位)

本会員が前3条によりAMSに支払った金額が当該債務を完済するに足りないときは、本会員は、AMSが適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議を述べません。

第19条(立替払弁済金の清算)

以下の各号の事由が発生した場合、本会員は、本カード単位ごとに立替払弁済金残額の清算として、AMSが第14条に基づき本会員に立替払いした通行料金等の累計額、その時点で既に発 牛している通行料金等のうちAMSによる立替払いが未了の部分に相当する金額及びその他本契約に基づきAMSに対して負担している一切の債務の金額の合計額をAMSに対して、直ちに一括し て支払います

- ①第5条により会員登録の有効期間が満了しこれを延長しなかった場合。
- ②第21条により本会員制度を退会した場合。
- ③第22条により会員登録取消しとなった場合、その他理由のいかんを問わず会員資格を喪失した場合。
- ④本自動車の減車その他理由のいかんを問わず発行済み本カードの一部が解約または失効した場合。

第20条 (遅延損害金)

本会員は、本規約に基づく債務の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、当該支払金に対し年14.6%の割合による遅延損害金をAMSに支払うものとします。この 場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

第6章 退会、登録取消し等

第21条(退会)

本会員は、本会員制度の退会を希望する場合には、所定の方法によりAMSに届け出することにより、いつでも退会することができます。ただし、この場合、本会員はAMSに対し、その時点 ですでに発生している一切の債務を一括して弁済するものとします。なお、本会員が退会時にマイレージカードを利用していた場合、当該マイレージカードに係るポイントおよび還元額はその退会時をもって消滅するものとし、以降、本会員はこれを利用することはできません。

第22条 (登録取消し等)

本会員に以下に掲げる事由の一にでも該当する事由が発生したときは、AMSは、自己の任意の判断により会員登録を取り消すか、または本カードの利用を一時的に停止することができま

①本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

- ①年級的上の裁断に歴以し、ての歴以かみ発表的組入な歴以となるとさ。 ②本案的以外の本会員、AMS間の取引、またはAMSのグループ会社と本会員間の取引の一つについてでも期限の利益を喪失し、またはその約定に違反したとき。 ③本会員の申込内容に虚偽の事項があったとき。
- ④本規約に基づく債務の支払いを1回でも怠ったとき。
- ⑤営業を休、廃止し、または解散したとき。
- ⑥一般に支払を停止し、または手形、小切手の不渡報告があったとき。⑦強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続きその他これらに類する手続き開始の申し立てがあったとき。
- ⑧営業が引き続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。
- ⑨本会員(本会員の取引の任に当たっている者を含む)につき、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認ができなかったとき。
- 2. 前項により会員登録が取り消された場合、本会員は、AMSの請求により支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を一括して弁済するものとします。

第23条 (本カードの処分)

本会員は、以下の各号の場合、その対象となるすべての本カードを直ちに会員の責任において切断する等により使用不能の 状態にして処分するものとします。

- ①本自動車が減車等により登録抹消された場合。
- ②本カードを紛失しまたは盗難にあった場合で、後日当該本カードが発見された場合。
- ③前2条に基づき、退会および会員登録取消しとなった場合。
- 2. 前項の事由が発生後、前項により本会員が本カードを破棄処分しないことにより本カードが使用された場合の危険は本会員が負うものとし、本会員はAMSの請求に従いその利用代金相 当額をただちにAMSに支払います。

第24条(本会員の地位の扱い)

本会員が会社法上の合併、会社分割、事業譲渡等により本自動車の使用権限がその相手方である第三者(以下「存続会社等」という)に移転する場合、本会員はAMSに対して事前にその 旨を通知するものとします。

- 2. AMSが本会員から前項の通知を受領しこれを承認した場合、AMSの選択により以下のいずれかの方法によるものとします。 ①本会員、存続会社等およびAMSの三者間で書面を交わし、本規約に基づく本件地位(権利、義務の一切)をそのまま存続会社等へ承継する。
 - ②本会員については本会員制度の退会扱いとし、新たに存続会社等が本会員制度に加入する。
- 3. 本会員は、前項第①号の場合は本会員がAMSに対しその時点ですでに発生している一切の債務(以下「承継時残債務」という)を存続会社等に承継し、同第②号の場合は一括してAMSに 弁済するものとします。なお、その時点の承継時残債務は、本カードごとにAMSが第14条に基づき本会員に立替払いした通行料金等の累計額となるものとします。

第25条 (届出事項の追加・変更)

本会員がAMSに届け出た事項について、以下の各号の変更があった場合、本会員はすみやかに所定の書式(電磁的方法を含む)によりAMSに変更の届け出を行うものとします。 ①会社名、代表者、所在地、カード利用部署名称、総合管理者、利用部署ごとの担当者、電話番号等の変更

②本自動車の使用部署、登録番号、車載器管理番号

③請求先の変更

2. 前項の変更の届け出を怠ったことにより本会員に不利益な事由が発生した場合でも、AMSは何ら責任を負わないものとし、本会員はこれを異議なく承諾します。

第26条(業務再委託)

AMSは通行料金等の決済を実施するにあたり、AMSの業務を第三者に業務委託することができるものとします。

第27条 (事務手続きの代行)

AMSが各種割引サービスに関する事務手続きを本会員に代わって行うとき、その依頼方法、提出資料・情報、対象事務の範囲、実施条件等はすべてAMSの定めるところに従うものとし、本 会員はなんら異議を申し述べません。また、当該事務手続きの実施期間、完了時期についてAMSがなんら保証するものではないことを、本会員は異議なく承諾します。

第28条 (会員情報の開示)

AMSは、本会員が取引のあるオリックスグループの自動車に関する事業を行う関係会社(関係会社のさらに関係会社を含む)に対し、当該関係会社が別途本会員に提供するサービスに利用する目的で、本カードの利用状況、その他本規約に基づきAMSが取得する会員情報を開示することができるものとし、本会員は、これをあらかじめ承諾します。なお、この他会員情報の 取扱いについては法令の規定に従うものとします。

第29条(当社によるデータの利用)

AMSは、AMSが管理するETCカード取引システム上に登録または記録される情報につき、登録番号、運転者名、使用事業者名等会員および会員の役職員を識別できる情報あるいは会員の固有情 報を消去したうえで、利用することができるものとします。

第30条 (連帯保証)

連帯保証人は、本会員と連帯して、本会員が本規約によって負担する一切の債務を保証し、その保証債務を履行します。

- 2. 前項の保証債務に履行限度額を定めるときは、当該保証債務の履行限度額は、第4条により会員登録時に本会員がAMSに提出した「AMS所定の契約書」の所定欄の金額とします。
 3. 連帯保証人は、AMSがその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張せず、本会員のAMSに対するすべての債務が完済されるまでAMSの権利に代位しません。も し、AMSの請求があれば、本会員および連帯保証人は、その権利または順位をAMSに無償で譲渡するものとします。

第31条(反社会的勢力等の排除)

AMS、本会員および連帯保証人(以下本会員および連帯保証人を「乙等」と総称する)は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準 ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)。
- ②暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
- ③自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。 ④暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下犯罪という)に該当する罪を犯した者。
- 2. AMS、乙等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ②脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - ③犯罪に該当する罪に該当する行為。
 - ④その他前各号に準ずる行為。
- 3. 乙等が前2項に違反したときは、第22条第1項第1号に該当するものとし、これにより乙等に損害が生じた場合にも、AMS はなんらの責任も負担しません。

第32条(合意管轄裁判所)

本会員とMSとの間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所もしくは大阪地方裁判所、または訴額のいかんにかかわらず東京簡易裁判所もしくは大阪簡易裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所とすることに本会員は合意します。

第33条(準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第34条(規約の改定ならびに承認)

AMSは、必要と認めた場合に本規約を随時改定することができるものとし、改定を行った場合には改定規約をオリックス自動車のウェブサイト

(https://www.orix.co.jp/auto/customer.htm) に速やかに公開するものとします。改定日以降、本会員が何らの異議も申立てず本カードを利用したときは、本会員は本規約の改定を承認 したものとみなします。なお、本会員が何らかの異議を申し立てた場合、ORIX ETCカード会員制度から退会の意思表示とみなし、退会手続完了までの間は、改定前の本規約を引続き適用し

個人のお客様(以下お客様という)が契約書に署名する場合、以下の条項が適用されます。

【個人情報の利用目的】

第1条(個人情報の利用目的)

AMS はお客様の個人情報すべてを本契約に伴い法令の規定に従って、以下の目的(以下「利用目的」という)で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、お客様はこれ に同意します。

[利用目的]

①AMSカード・ORIX ETCカードなどの AMSの事業 (事業内容はオリックス自動車ウェブサイト (http://www.orix.co.jp/auto)をご確認ください)につき、お客様からの申込、 お客様への AMS からの提案などお客様との商談に当たり、適切な対応を行うため。

②お客様の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。

③お客様との契約につき、AMS においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等による必要となる管理を適切に行うため。

④AMS から、AMS およびオリックスグループ各社(オリックス株式会社ならびに法令等に基づくオリックス株式会社の連結決算および特分法適用の対象会社)ならびにその他の会社の会 社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。

⑤お客様によりよい商品・サービスを提供させていただくなど、よりご満足いただくためのマーケティング分析に利用するため。 ⑥AMS において経営上必要な各種の管理を行うため、

○ プオリックスグループ各社との共同利用のため。(共同利用についてはオリックス自動車のホームページ(http://www.orix.co.jp/auto/index.htm)記載のプライバシーポリシーに従)なお、共同利用におけるオリックスグループ各社の利用目的は以下のとおり。

「共同利用者の利用目的〕

・ MMS 会員およびオリックスグループ各社における債権、資産の状況、リスクの掌握等経営上必要な各種の管理を行うため。 ②お客様によりよい商品・サービスを提供させていただき、よりご満足をいただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。 ③オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービス(詳細は「事業・サービス紹介」(http://www.orix.co.jp/grp/business)をご確認ください)のご紹介・ご提案のため。

第2条 (AMS の権利譲渡等に伴う情報提供)

AMS がこの契約にかかる取引上の権利を第三者に譲渡、質入、担保提供その他これらに類する取引を行うに際し、またはその検討、準備その他これら取引に関連して、その取引関係上必 要な範囲においてその取引の相手方、その他の関係当事者に、AMS が保有する当事者の個人情報を提供することに、お客様は同意します。

> DI F (2005.10.11 改定) (2007.10.01 改定) (2008.03.01 改定) (2008, 06, 01 改定) (2009. 02. 01 改定) (2010.08.01 改定) (2014.10.01 改定) (2015.12.01 改定) (2017.11.01 改定)